原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令 新旧対照条文

送 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
--

\bigcirc
原
子

発
電
工
作物の
物
(/)
保力
女リア
月月
に関する
タス
~
命令
13
並
(平成
_
十四
几
年
経
済
産
業
貧
分
第
<u> </u>
十
儿口
万
绺
矛一
冬
一条関連】
連
~

(傍線部分は改正部分)

電気工作物の種類 記載すべき事項	電気工作物の種類 記載すべき事項 () 出に係る工事 別表第四 (第十四条関係)
第三十六条 (略) (溶接安全管理検査)	第三十六条(略)(溶接事業者検査)
(工事計画の事前届出) (工事計画の事前届出)	(工事計画の事前届出) (工事計画の事前届出)
現	改正

(略)	(略)		(七) (略)	(略)	(略)		(七) (略)
	2 (略)	•			2 (略)		
	個数				個数		
	種類、容量及び				種類、容量及び		
	機又は摩砕機の				機又は摩砕機の		
	、破砕機、粉砕				、破砕機、粉砕		
	機、空気圧縮機		生施設		送風機、通風機		生施設
(略)	1 送風機、通風		(六) 騒音発	(略)	1 空気圧縮機、		(六) 騒音発
			(略)				(略)
			(一) 〈 (五)				(一) 〈 (五)
(略)	(略)	(略)	一環境関連	(略)	(略)	(略)	一環境関連
限る。)	ものに限る。)			限る。)	ものに限る。)		
のあるものに	内容に関係のある			のあるものに	内容に関係のある		
の内容に関係	(届出に係る工事の	載事項		の内容に関係	届出に係る工事の	載事項	

○原子力発電工作物の保安に関する命令(平成二十四年経済産業省令第六十九号)【第二条関連】

(傍線部分は改正部分)

	種作電 類物気 の工
略	載 一 記 事 般 項 記 (第 十
(略)	シも容係請項設き。
送電関係一覧図 事業用電気工作物が電気の円 計な供給を確保するため技術 沿な供給を確保するため技術 上適切なものであることの説 明書(電圧十七万ボルト以上 の電力系統に係る事業用電気 工作物であって、発電事業の 用に供されるものに係る場合 に限る。) 特定対象事業に係るものにあっては、特定対象事業に係るものにあっては、特定対象事業実施区 がの配置図	の係書にる類にて、
	種作電 類物気 の工
所 免	
	項記 す 2 ┃
	() ち 容 係 請 項 設 き / 2

内に同法第二条第一項の特定の規定により指定された地域律第九十八号)第三条第一項騒音規制法(昭和四十三年法 する説 水質汚濁防っに関する説明 大気汚染防力のための措置 第三 場合は、 年法律第百三十八号) 項 場の 価項 施 項に規定するものをいう。 関する説明 規定 指 動規 有害物質貯蔵 設 同 0 気 ば 第六十四 る法第四 別規定に 水銀排 項に規定する有害物質貯 ľ 汚染 定施設を設置する場合は を設置する場合は、 は、ばい煙に関する説明い煙発生施設を設置する 制法 朔書 .従っている環境の保全定による通知に係る評 水銀等 より指定された地 防)止法 号) に関する説明書 出施設を設置する 止 **!置に関する説明書** + 止 -六条の 書 煙に関する説明 法第二条第二項 法 第 第三条第 指定施設に関 和 昭 (同条第十) 五 和四十 一条第十三 十七第二 + 第五条 年 騒音 域 項法 五.

> 内に同るの規定 施設を設置する場合は、騒音内に同法第二条第一項の特定の規定により指定された地域律第九十八号)第三条第一項騒音規制法(昭和四十三年法 に関する説明 施設を設置する場合は、 書

作第六十四日 級動規制法 号) 第三条第 年 域項法

定により指定された地

振

する説明書

有害物質貯蔵指定施設

に

. 関

蔵指定施設を設置する場合は第三項に規定する有害物質貯

年法律第百三十八号)

水質汚濁防止法

(昭和

第五十

条 五

- 4 -

場合は、

ばい

煙に関する説

眀

煙発生施設を設置する

(新設)

大気汚染防

 \mathcal{O}

ため

係る

法第四

十六条

 \mathcal{O} +

七

価 項

書に従っている環境の保全の規定による通知に係る評

1	1
とします行	を事領
新技術の内容を十分に説明し	新技術の内容を十分に説明し
種類も併せて記載すること。	種類も併せて記載すること。
電線の種類、太さ及び接地の	電線の種類、太さ及び接地の
変成器を除く。) については	変成器を除く。)については
図(接地線(計	線図(接地線(計
した平面図及び断面図	図及び断
主要設備の配置の状況を明示	主要設備の配置の状況を明示
図	図
発電所の概要を明示した地形	発電所の概要を明示した地形
に関する説明書	に関する説明書
下同じ。)の崩壊の防止措置	下同じ。) の崩壊の防止措置
項に規定するものをいう。以	項に規定するものをいう。以
防止に関する法律第二条第一	防止に関する法律第二条第一
急傾斜地の崩壊による災害の	壊による 災害
は、当該区域内の急傾斜地(は、当該区域内の急傾斜地(
いて行う制限工事に係る場合	上事に係る場
急傾斜地崩壊危険区域内にお	急傾斜地崩壊危険区域内にお
ン類に関する説明書	ン類に関する説明書
設置する場合は、ダイオキシ	設置する場合は、ダイオキシ
)第二条第二項の特定施設を)第二条第二項の特定施設を
法(平成十一年法律第百五号	法(平成十一年法律第百五号
ダイオキシン類対策特別措置	ダイオキシン類対策特別措置
に関する説明書	に関する説明書
施設を設置する場合は、振動	施設を設置する場合は、振動
	項の特

(四) ~ (八)	出施設 水銀排	(略)			載一	電気工作物の種類に	別表第四(第十四条関係)	四~八(略)	事	る電気工作物に係るエ	水銀排出施設に該当す	条第十三項に規定する	三大気汚染防止法第二	一·二 (略)	工事の種類	別表第三 (第十条、第
(略)	び個数 の種類、容量及 の種類、容量及		(略) (略)	ものに限る。)	載事項 届出に係る工事の一般記 設備別記載事項(記載すべき事項	(条)	(略)	の処理の方法の変更を伴うもの	て、構造、	電気工作物	る 規定する水銀排出施設に該当する	大気汚染防止法第二条第十三項に	(略)	事前届出を要するもの	第十三条、第十四条関係)
(略)	水銀等に関す		(略)	限る。)のあるものに	の内容に関係出に係る工事	添付書類(届			を伴うもの	使用の方法又は水銀等	の設置又は改造であっ	設に該当する	条第十三項に		<i>の</i>	
							-									l mil
(略) (七)	(新設)	(高) (略)	一環境関連			電気工作物の種類	別表第四(第十四	三~七 (略)					(新設)	一•二 (略)	工事の種類	別表第三 (第十条
_	(新設)	(略)	一環境関連(略)		載事項一般記								(新設)			(第十条、
_	(新設) (新設)	(略)		ものに限る。)内容に関係のある	載事項 届出に係る工事の 一般記 設備別記載事項 (電気工作物の種類 記載すべき事項	(第十						(新設) (新設)		工事の種類 事前届出を要するもの	

○原子力発電工作物に係る電気関係報告規則(平成二十四年経済産業省令第七十一号)【第三条関連】

(傍線部分は改正部分)

ののは、現場のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般	(略) (略) (略)		八条第一項の規定による届出を	第六号及び第七号に掲げる場合であって、法第四十七九十十八九十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	†出なすればならない。 ただし、司長の第一号から第四号まで掲げるところに従い、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届	る場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に第四条(原子力発電工作物を設置する者は、次の表の届出を要す	(公害防止等に関する届出)	改正
(新設)	1/	国出を要する場合には、		第六号及び第	† 出なすればならない掲げるところに従い、	げ電る工	等に関す	現
	(略)	「畐出朝艮」、この限りでない。	四十八条第一項の規定による	がだる場合であって、 だれし 同家の第一	。こだし、司長の第一原子力規制委員会及び	げる場合には、同表の届出期2電工作物を設置する者は、次の	9届出)	行
Ĺ	(略)	重出事頁	の規定による届出を必要とす	第四十	号から第四号まで経済産業大臣へ届	限及び届出事項にの表の届出を要す		

																	十~十四 (略)		なった場合	物が水銀排出施	いる原子力発電	九の二 現に設置	八・九 (略)	三~七 (略)	方法を変更する場合
使用特定施設(第十電工作物が有害物質	っこはほけ	となった日から、第	規定する特定施	防止法第二条第二項	電工作物が水質汚濁	にあっては原子力発	十三号に掲げる場合	となった日から、第	に規定する特定施設	措置法第二条第二項	オキシン類対策特別	力発電工作物がダイ	場合にあっては原子	ら、第十号に掲げる	出施設となった日か	発電工作物が水銀排	合にあっては原子力	九号の二に掲げる場	となった日から、第	設に物がばい煙発生施設	工作 ては原子力発電工作	してに掲げる場合にあっ	三十日以内(第八号		場合
																	(略)	の処理の方法	並びに水銀等	及び使用方法	の種類、構造	水銀排出施設	(略)		
																	十~十四					(新設)	八·九(x	三~七(安	
																	十~十四 (略)					(新設)	八・九 (略)	5	
から三十日以内)指定施設となった日	は肩手物質庁る場合を除く	施設(第十三号	が有害物質使用	ては原子力発電工作	に掲げる場合にあっ	た日から、第十四号	する特定施設となっ	第二条第二項に規定	物が水質汚濁防止法	ては原子力発電工作	合	た日から、第十三号	する特定施設となっ	第二条第二項に規定	ン類対策特別措置法	物がダイ		十号に掲げる場合に	となった日から、第	物がばい煙発生施設	ては原子力発電工作	(新設)に掲げる場合にあっ		~七 (

十九第一号、第二号	場合と変更があった	名称若しくは所	くは住所又は事業場	、代表者の氏名若し	法人にあっては名称	者の氏名又は住所(するものを設置する	項の特定施設に該当	って同法第二条第一	子力発電工作物であ	る原子力発電所の原	た地域内に設置され	規定により指定され	制法第三条第一項の		は第七号の原子力発	四号、第六号若しく	の施設、第三号、第	若しくは第二号の二	十八 第一号、第二号	十五~十七 (略)					
																				(略)	(略)	内)	った日から三十日以	質貯蔵指定施設とな	除く。)又は有害物	三号に掲げる場合を
(略)																				(略)	(略)					
十九 第一号若しくは	あった場合	は所在地)に変更が	事業場の名称若しく	名若しくは住所又は	は名称、代表者の氏	住所(法人にあって	置する者の氏名又は	に該当するものを設	条第一項の特定施設	物であって同法第二	所の原子力発電工作	置される原子力発電	定された地域内に設	一項の規定により指	騒音規制法第三条第	子力発電工作物又は	若しくは第七号の原	号、第四号、第六号	第二号の施設、第三	十八 第一号若しくは	十五~十七 (略)					
第一号若しく	2	は所在地)に変更が	事業場の名称若しく	名若しくは住所又は	は名称、代表者の氏	住所(法人にあって	置する者の氏名又は	に該当するものを設	条第一項の特定施設	物であって同法第二	所の原子力発電工作	置される原子力発電	定された地域内に設	一項の規定により指	騒音規制法第三条第	子力発電工作物又は	若しくは第七号の原	号、第四号、第六号	第二号の施設、第三	第一号若しくは(十五〜十七 (略) (略)					

二十~二十六 (略) (略)	°)	廃止した場合を除く	は出力の変更に伴い	子力発電所の廃止又	当該施設の属する原	物を廃止した場合(号の原子力発電工作	第四号若しくは第六	の施設又は第三号、	若しくは第二号の二
(略)										
		を除く。)	に伴い廃止した	廃止又は出力	する原子力発電	場合(当該	電工作物を廃止	は第六号の原子	三号、第四	第二号の施設又
十六 (略) (略			止した場合	\mathcal{O}	7発電所の	「該施設の属	廃止した		第四号若しく	設又は第一